○三〇五・五九	その他のもの	ＣＣ	○三〇五・六〇	その他のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	○四・〇五	ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	○四〇九・〇〇	天然蜂蜜	ＣＣ	○五・〇一	ＣＣ
	塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したものを除く。）及び塩水漬けした魚（食用の魚のくず肉を除く。）		○三〇五・六一	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスティ）	ＣＴＨ								
○三〇五・六二	コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	○四・〇六	チーズ及びカード		○四〇六・一〇	フレッシュチーズ（ホエイチーズを含むものとし、熟成していないものに限る。）及びカード	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	○四一〇・〇〇	食用の動物性生産品（他の項に該当するものを除く。）	ＣＣ	○五〇一・〇〇	ＣＣ
○三〇五・六三	かたくちいわし（エングラウリス属のもの）	ＣＴＨ				○四〇六・二〇	おろしチーズ及び粉チーズ（チーズの種類を問わない。）	ＣＴＳＨ又はＲＶＣ四〇					
○三〇五・六四	ティラピア（オレオクロミス属のもの）、なまず（パンガシウス属、クラリアス属又はイクタルルス属のもの）、こい（キュプリヌス・カルピオ、カラシウス・カラシウス、クテノファリュンゴドン・イデルルス、ミュロファリュンゴドン・ピケウス及びヒポホフタルミクテュス属又はキルリヌス属のもの）、うなぎ（アングイルラ属のもの）、ナイルパーチ（ラテス・ニロティクス）及びらいぎょ（カンナ属のもの）	ＣＣ	○四〇六・三〇	プロセスチーズ（おろしチーズ及び粉チーズを除く。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	○四〇七・二一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	ＷＯ	○四〇七・二九	その他のもの	ＷＯ	○五〇二・〇〇	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	ＣＣ
○三〇五・六六	甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した甲殻類（殻を除いてあるかないかを問わない。）及びくん製する前に若しくは際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し又は塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	ＣＣ	○四〇七・一九	その他のもの	ＷＯ	○四〇七・一一	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	ＷＯ	○四〇七・二二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの	ＷＯ	○五〇一・〇〇	人髪（加工してないものに限るものとし、洗ってあるかないかを問わない。）及びそのくず	ＣＣ
○三〇五・七一	ふかひれ	ＣＣ又はＲＶＣ四〇											
○三〇五・七二	魚の頭、尾及び浮袋	ＣＣ又はＲＶＣ四〇	○四・〇七	ふ化用の受精卵		○四〇七・一九	その他のもの	ＷＯ	○四一〇・〇〇	第五類　動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）			
○三〇五・七九	その他のもの	ＣＣ又はＲＶＣ四〇											
○三・〇七	軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないかを問わない。）又はくん製する際に若しくはくん製する前に若しくは際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）	ＣＣ	○四・〇八	殻付きでない鳥卵及び卵黄（生鮮のもの及び乾燥、蒸気又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）	ＣＣ	○四〇七・九〇	その他のもの	ＣＣ	○四〇九・〇〇	天然蜂蜜	ＣＣ	○五〇二・〇〇	豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛及びこれらのくず	ＣＣ
○三・〇八	水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）、くん製した水棲無脊椎動物（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット（甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。）	ＣＣ											
○四			○五										
			○五・〇一			○五・〇二			○五・〇四	○五〇四・〇〇		○五・〇五	
○四・〇三	第四類　酪農品、鳥卵、天然蜂蜜及び他の類に該当しない食用の動物性生産品												
○四・〇一	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇											
○四・〇二	ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇											
○四・〇三	バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないかを問わない。）、果実、ナット若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。）	ＣＣ又はＲＶＣ四〇											